

第 8 回 第 1 農地部会次第書

日 時 令和元年 8月16日(金) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏
19 草深 みつよ・21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 13名

欠席委員 5 村澤 藤次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 19 草深 みつよ・21 坂野 大徹

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第7号 非農地証明願について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について(別冊)

議 事 の 次 第

議 長 それでは第8回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は、5番の村澤 藤次委員1名で、出席委員は13名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。19番の草深 みつよ委員、21番の坂野 大徹委員よろしくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第4号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 それでは、報告案件の説明をさせていただきます。
議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1のみとなり、面積は田で5,467㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから5ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は59,287㎡、その内訳は田が48,495㎡、畑が10,776㎡、その他としまして登記簿地目が山林に対し、現況地目が畑となっておりますのが16㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地

番号3、共同住宅用地

番号4、貸駐車場用地

番号5、通路用地

番号6、工場用地

番号7、宅地分譲用地

番号8、番号9、一般個人住宅用地 でございます。

以上、件数は9件、合計面積は4,679㎡で、その内訳は田が1,832㎡、畑が2,847㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、店舗用地

番号2、太陽光発電施設用地

以上、件数は2件、合計面積は628.32㎡で、その内訳は田が25.32㎡、畑が603㎡でございます。

報告案件につきまして以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いします。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、面積 16,451.61㎡、渡人 _____、面積 2,133㎡、申請地 神戸切田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 48㎡ 外4筆、合計面積 2,133㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 上野、受人 _____、面積 5,783㎡、渡人 成年被後見人 _____ 成年後見人 _____、面積 80,387㎡、申請地 河芸町西千里池ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1011㎡ 外9筆、合計面積 7,771.70㎡。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 黒田、受人 _____、面積 20,052.49㎡、渡人 _____、面積 779㎡、申請地 河芸町三行七ヶ谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 393㎡。

これにつきましては、受人は、相手方の要望により渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件、合計面積は10,297.70㎡で、その内訳は田が7,945㎡、畑が2,352.70㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 神戸。

東海委員 4番 東海です。地元推進委員、事務局で現地確認したところ、何ら問題も
ございませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 番号2 地区 上野、番号3 地区 黒田。

喜多委員 8番 喜多です。これ私とこですわ。上野の件は地元推進委員と協議しまし
た。なにも事務局の説明の通り、問題はございませんので、よろしくお願い
いたします。それから黒田の方も地元推進委員と現場見に行っていますが、別に
問題なしという事で、事務局の説明通りでございます。どうぞよろしくお願
いします。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議のない旨の発言があり
ました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いた
します。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でござ
います。
番号1、地区 安東、申請者 _____、申請地 河辺町桐山_____
、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 224㎡。
これにつきましては、申請地を進入路及び庭用地とするものですが、昭和5
4年頃より、既にこの目的で利用されてきた旨の始末書が提出されております
ことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断
されます。

番号2、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町北出_____
、台帳地目 畑、現況地目 宅地及び山林、面積 357㎡。
これにつきましては、申請地を植林及び倉庫用地とするものですが、先代が
昭和32年頃に自宅改築用として北側に桧を植林、昭和62年頃には南側へ倉

庫を建築し、これまで利用されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本新町 _____、
台帳地目 田、現況地目 畑、面積 284㎡の内10㎡。

これにつきましては、この後の議案第6号、番号3にてご審議いただく案件に関連しております。申請者の子供が自己所有の宅地と一体利用し、一般個人住宅を建築するために、申請地を公衆用道路用地として転用し、市に寄付しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町川西塚田 _____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 3,095㎡の内672.50㎡。

これにつきましては、安濃町川西地内に、全部で1丁3反ほどの田や畑を所有しており、今後は申請者の娘が本格的に農業を始めていくために、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農地となりますが、用途区分が農業用施設用地に変更されておりますので、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号5、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町清水山添 _____、
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 376㎡。

これにつきましては、申請地を竹林用地とするものですが、先代が高低差もあり耕作が不便であった申請地を、平成28年頃まで苦慮しながら管理してきましたが、隣接する雑種地から生い茂る竹が侵食し、平成29年1月に相続した際、既に竹林となってしまった旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は1,639.50㎡、このうち田が682.50㎡、畑で957㎡でございます。

いずれの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安東。

川邊委員 23番 川邊です。地元推進委員と現地に行きましたところ、今も話に出ておりました、始末書も出ておりますので、追認はやむを得ないという事で問題はございません。

議長 番号2 地区 高野尾。

田中委員 2番 田中です。8月7日の日に事務局の方と地元推進委員さん2名とで現

地を確認いたしました。事務局の報告のとおり何ら問題は無かったという事で、次の日に高野尾農業振興協議会の方で審議いたしましたところ何ら問題ないという事でもよろしくお願いいたします。

議 長 番号3 地区 椋本。

片岡委員 9番 片岡です。先般、地元推進委員と現地を確認いたしました。担当地域は牧野委員でございますので、牧野委員の方から問題ないという事でご報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号4 地区 村主。

内藤委員 13番 内藤です。8月7日に海野農業委員、地元推進委員と現地を確認させていただきました。何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号5 地区 安濃。

海野委員 12番 海野です。8月7日に内藤農業委員と地元推進委員と現地を確認させていただきました。すでに竹林となっておりますが、相続前から竹林と始末書も出ておりますので、問題なしと判断させていただきました。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページから11ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 栗真小川町沢 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 704㎡ 外1筆、合計面積 1,160㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真 外、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____

__、渡人 _____ 外1名、申請地 栗真小川町東浦_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 190㎡ 外2筆、合計面積 1, 236. 14㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、601. 20㎡、パネルの設置率は、転用面積の48. 6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 神戸切田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 231㎡ 外2筆、合計面積 681㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、345. 56㎡、パネルの設置率は、転用面積の50. 7%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 神戸大釜_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 255㎡ 外1筆、合計面積 1, 306㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材・土砂置場・駐車場用地とするものですが、平成26年頃に中勢バイパス工事によって排出された土砂で埋め立て、これまで土砂置場等として使用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

なお、当事業用地はかなりの高低差があり、一体利用地を含め6, 542㎡ある中、申請地はこの一部で、法面の下の方に位置しています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 観音寺町南川原_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 6. 61㎡ 外1筆、合計面積 45. 61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和50年頃、北側に位置する美濃屋川が氾濫した時に備えて造成し、既にこの目的で利用されている旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 橿形、受人 株式会社 _____ 取締役 _____、渡人 _____、申請地 産品衣谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 156㎡ 外6筆、合計面積 487. 44㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、432. 96㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含めまして、転用面積の63. 8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 橿形、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 産

品衣谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 105㎡ 外1筆、合計面積 911㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、パネルの設置率は、一体利用地を含めまして、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北大年_____、台帳地目・田、現況地目・雑種地、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。なお、平成30年9月頃、北側に隣接する太陽光発電施設建設の際、一時的に進入路として一部を使用していた旨の始末書が提出されております。パネル設置面積は、480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 538㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、232.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.2%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 高宮、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町五百野墓之尾_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 18㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、当案件は5月部会にて許可された敷地の中に二線引畦畔があり、これを東海財務局から通常、雑種地として払い下げを受けるところ、田として手続きを行ったことにより、転用許可を受ける必要が生じたものになります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西多倉田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 131㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から自宅に近い申請地を譲り受け、現敷地では狭く、家族の車をすべて駐車させるのに苦慮していたことから、申請地を自家用駐車場5台分の用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、受人 _____ 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町大塚向山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 237㎡。

これにつきましては、近年申請地周辺において工事の受注が増えているのに対し、既存資材置場まで距離があるために効率が悪く苦慮していたため、受人は渡人より申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。農地区分

は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は7,762.19㎡、このうち田が5,449.58㎡、畑で2,312.61㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 栗真 外。

坂野委員 21番 坂野です。8月7日に守山会長と太田部会長と地元推進委員と事務局と私で現地調査を致しました。特に問題なしという事でしたので、報告させていただきます。

議長 番号3、番号4 地区 神戸。

東海委員 4番 東海です。3番の神戸。8月7日の日に地元推進委員、事務局の方と現地確認しました。何ら問題はございませんでした。

次に4番の神戸ですけれども8月7日の日に守山会長と太田部会長、地元推進委員と事務局とで現地確認を致しました。何ら問題はございませんでした。

議長 番号5 地区 安東。

川邊委員 23番 川邊でございます。8月7日の日に地元推進委員と現地確認しましたところ、別に問題はございませんでした。

議長 番号6、番号7 地区 櫛形。

東海委員 4番 東海です。8月7日の日に地元推進委員、川邊委員、事務局とで現地確認をさせて頂きました。何ら問題はございませんでした。以上です。

議長 番号8 地区 雲出

事務局 担当委員である村澤委員が欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡を頂いております。その内容としましては、8月7日水曜日に、会長・部会長、地元推進委員立会いの下現地確認を実施したところ、境界の確認及び草刈りの実施方法について注意を行ったうえで、問題ないとのことでした。

以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長	番号9 地区 大里。
田中委員	8月7日の日に草深委員の都合が悪かったので、事務局と私と地元推進委員と現地確認を行いまして、別に何ら問題はございませんでした。以上です。
議 長	番号10 地区 高宮。
清水委員	11番 清水です。事務局の説明通りで何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	番号11 地区 村主。
内藤委員	13番 内藤です。8月7日の日に地元推進委員とともに現地を確認しました。問題ございませんので、よろしくをお願いします。
議 長	番号12 地区 明合。
海野委員	12番 海野です。8月7日の日に農業委員の内藤さん、地元推進委員と現地確認を行いました。なんら問題なしという判断をさせていただきました。よろしくをお願いします。
議 長	番号1から番号12について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	2ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 片田、借人 _____ 合同会社 職務執行者 _____、貸人 _____ 外3名、申請地 片田久保町真船口_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 26㎡の内23.53㎡ 外8筆、合計面積 1,092.23㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に1年9ヶ月の賃貸借権を設定し、申請地を変電所の建設に伴い、大型土嚢を積み上げ市道を拡幅する為の、仮設道路用地として一時転用するものです。農地区分は、農用地区域内農地で、不

許可の例外に該当すると判断されます。

以上、件数は1件、田で1,092.23㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 片田。

東海委員 8月7日の日に地元推進委員、川邊委員、事務局と現地確認をしましたところ、事務局の説明通りで何ら問題はございませんでした。以上です。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 高宮、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 390㎡ 外2筆、合計面積 981㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、472.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高宮、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡ 外2筆、合計面積 839㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、472.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.3%になります。農地区分は、第2

種農地と判断されます。

番号3、地区 高宮、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____ 外1名、申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目・
現況地目とも畑、面積 363㎡ 外2筆、合計面積 670㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、419.84㎡、パネルの設置率は転用面積の62.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 美里町五百野中之郷 _____、台帳地目・現況地目
とも畑、面積 390㎡ 外4筆、合計面積 1,057㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、367.36㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の34.8%となりますが、申請地全体をフェンスで囲い、一体的に太陽光発電施設として管理していくことが確認できます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積はすべて畑で3,547㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1から番号4 地区 高宮

清水委員 11番 清水です。8月7日、守山会長、太田部会長、事務局と私と地元推進委員と現地確認致しました。1, 2, 3, 4の中で4番の方まず見に行ったのですが、1, 2, 3番は4番に隣接した土地でございます、いずれもなんら問題ないという事でございますので皆さんよろしくお願いいたします。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 半田五反田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 310㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地(市街化調整区域内・農家住宅要件)とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本中町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外1筆、合計面積 42㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定したうえで、隣接する宅地308㎡を一体利用し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本新町 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 284㎡の内52㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定したうえで、隣接する宅地148㎡を一体利用し、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町連部ゆふけ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 270㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に60年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は674㎡、このうち田が391㎡、畑で283㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1 地区 神戸。

東海委員

4番 東海です。8月7日の日に地元推進委員、事務局の方と現地確認をしましたところ、事務局の説明通り、何ら問題はございませんでした。以上です。

議長

番号2、番号3 地区 棕本、お願いします。

牧野委員	<p>10番 牧野です。2番の案件ですが8月7日の日に地元推進委員と現地を確認しました。孫さんの家を建てるという事でございますので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>3番、これも息子さんの家を建てるという事でございますので、何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	番号4 地区 村主。
内藤委員	13番 内藤です。8月7日に農業委員、それから地元推進委員と現地を確認させていただきました。何も問題ございませんのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。
議 長	次に議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 村主、願出者 _____、申請地 安濃町今徳北出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 277㎡。</p> <p>これにつきましては、令和元年7月17日に発行の課税証明書により、昭和29年頃に住宅が建築されていることが確認できます。</p> <p>このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上、件数は1件 面積は畑で277㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 村主。
内藤委員	13番 内藤です。8月7日に農業委員、それから地元推進委員と現場を見させていただきました。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号1について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いたします。
議 長	次に別冊でお配りしました、 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で20,633㎡、畑の使用貸借で4,737㎡、契約件数は8件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,768㎡、契約件数は2件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、畑の使用貸借で1,940㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の使用貸借で8,878㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,907㎡、契約件数は2件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で936㎡、契約件数は3件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて33,215㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて11,584㎡、合計契約件数は18件、合計面積は44,799㎡となっております。</p> <p>次に認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は津地区3件、河芸地区1件、安濃地区1件で合計5件、合計面積は7,229㎡でございます。</p> <p>なお、認定農業者への集積率は、件数で27.8%、面積で16.1%となっております。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。 まず、整理番号7についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時49分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

令和元年8月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____